

滋ト協第2号

令和3年4月1日

会 員 各 位

一般社団法人 滋賀県トラック協会

会 長 田 中 亨

(職印省略)

運行管理者滋賀運輸支局長表彰候補者の推薦について (通知)

拝啓 早春の候 益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、滋賀運輸支局長より推薦依頼がありました。

つきましては、別紙の表彰要領をご参照いただき、該当する方があれば、下記書類を添えて令和3年4月16日(金)までに協会へ推薦願います。上申する関係上期限厳守でお願い致します。

敬 具

記

- |                                    |            |
|------------------------------------|------------|
| 1. 証明書 (別紙2号様式)                    | 3部 (うち2部写) |
| 2. 功績調書 (別紙3号様式)                   | 3部 (うち2部写) |
| 3. 履歴書 (別紙4号様式)                    | 3部 (うち2部写) |
| 4. 過去5年間の無事故無違反証明書 (自動車安全運転センター発行) | 3部 (うち2部写) |
| 5. 自認書 (別紙5号様式)                    | 3部 (うち2部写) |

- ※
- ・ 履歴書の学歴は、最終学歴のみご記入下さい。
  - ・ 職歴につきましては、年をおって順次詳細にご記入下さい。
  - ・ 無事故無違反証明書は、表彰を受けようとする日の属する年度の4月1日(基準日)から過去5年間無事故無違反であること。
  - ・ お問合せする場合がありますので、ご担当者名を送付状等に明記して下さい。

以 上

## 滋賀運輸支局自動車運送事業運行管理者表彰要領

### <目的>

#### 第1条

この表彰は、自動車運送事業の運行管理者について、運行管理業務において優良であると認められる者を表彰することにより、安全意識の更なる高揚と運行管理業務の一層の徹底を図り、もって自動車運送事業の輸送の安全を確保することを目的とする。

### <定義>

#### 第2条

この要領における用語等の定義は以下のとおりとする。

##### (1) 『運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績』

定期的な安全運行に関する勉強会等の考案、安全確保に関する施設等の新設や改善、運行管理体制の見直し等の具体的な取り組みであって、それらが営業所や会社内で制度化されているものをいう。

##### (2) 『運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施』

関係法令で定められている運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施するとともに、必要な講習を受講している者を指し、運行管理業務を補助者任せとする等、事実上名目だけの運行管理者である者を除く。

##### (3) 『勤務状態等が優良』

無断欠勤や遅刻等が常習化している等、世間一般的に勤務状態に問題があると認められる者ではなく、かつ、所定期間において無事故無違反であるとともに、刑罰がない者をいう。

### <表彰基準>

#### 第3条

この表彰は、自動車運送事業の運行管理者として10年以上従事し、管内における自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の営業所ごとに選任されている運行管理者であって、現に運行管理業務を行っている者のうち、運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績を有し、運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施しており、勤務状態等が優良であるとともに、所定期間以上の期間について次の各号に該当せずに輸送の安全確保に努めたと認められる者に対して行う。

##### (1) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者による道路交通法第108条の34に基づく通報のなされる事故及び違反について、運行管理上、最も責任ある者

##### (2) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任ある者

- (3) 運行管理者資格者証の返納の処分等を受けた者、又は受けるおそれがある者
- (4) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、当該営業所が行政処分等を受けた場合、又は受けるおそれがある場合

<所定期間等>

第4条

前条における所定期間は、5年間とする。

2 ただし、前条各号の要件に該当した場合の所定期間は、以下のとおりとする。

- (1) 前条第1号又は第2号に該当した場合にあっては、当該事故または違反のあった日の翌日から新たに起算して5年間
- (2) 前条第3号に該当した場合にあっては、その後再び運行管理者として選任された日、もしくは、警告又は勧告がなされた日の翌日から新たに起算して5年間
- (3) 前条第4号に該当した場合にあっては、当該行政処分等終了日の翌日から新たに起算して5年間

3 前条における「運行管理者としての従事期間」及び「所定期間以上の期間」については、4月1日現在における経過期間とする。

<表彰手続き>

第5条

事業者は、自社の運行管理者（以下「候補者」という。）に表彰を受けさせようとするときは、次の各号に掲げる書類を3部（うち2部は写しでも可）添えて、当該候補者が選任されている営業所を所轄する運輸支局長に推薦するものとする。

- (1) 候補者が第3条各号に該当しない者であることを証する書面（2号様式）
- (2) 候補者の功績調書（3号様式）
- (3) 候補者の履歴書（4号様式）
- (4) 候補者の過去5年間の無事故無違反証明書（自動車安全運転センター発行のもの）
- (5) 候補者の刑罰等に関する自認書（5号様式）
- (6) 当該事業者が加入する事業者団体（原則、当局所管の自動車関係団体及びその傘下団体であって、都道府県を単位として活動している団体とする。）の長の推薦書（6号様式）

<2号様式>

## 証 明 書

本 籍 \_\_\_\_\_

現 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

上記の者について、 年 月 日から 年 月 日の間における以下の各事項には該当しないことを証明します。

1. 運行管理者として選任されていた営業所の運転者へなされた道路交通法第108条の34に基づく通報について、運行管理上、最も責任を有する者であること。
2. 運行管理者として選任されていた営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任を有する者であること。
3. 運行管理者資格者証の返納処分等を受けた者、又は受けるおそれがある者であること。
4. 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、当該営業所が行政処分等を受けていること、又は受けるおそれがあること。

<3号様式>

## 功 績 調 書

本 籍 \_\_\_\_\_

現 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

1. 運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善等の功績について

2. 運行管理業務を十分に理解し、適確に実施していることについて

3. 勤務状態が優良であることについて

<4号様式>

## 履 歴 書

本 籍 \_\_\_\_\_

現 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

1. 学歴

2. 職歴（業務歴）

3. 賞罰

<5号様式>

## 自 認 書

1. 刑罰の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む）

有

無

（いずれかを○で囲む）

2. 破産宣告又は破産手続開始決定の有無

有

無

（いずれかを○で囲む）

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_